

●インボイスの作成例と記載事項

書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称
御中

請求書 (令和5年10月分)

適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
(株)近代商事 T1234567890123

日付	品名	金額
10月5日	フォーク	770円
10月6日	牛肉 ※	3,240円
	...	
	合計	12,000円

課税資産の譲渡等を行った年月日

区分	対象	消費税率
10%対象	6,600円うち消費税600円	
※は軽減税率対象	8%対象	5,400円うち消費税400円

課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容、軽減対象資産の譲渡等である旨

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額または税込価額の合計額および適用税率

(出所) 筆者作成

が消費税を納税する際に二重課税とならないよう、仕入の際に支払った消費税を控除して申告する仕組みのことだ。買い手事業者はインボイスを受け取れない場合、税負担が増える可能性があるというわけである。

いよいよ施行! インボイス制度に関する取引先からのよくある質問&回答法

インボイス制度の施行が間近だ。ここでは制度に関する経営者のよくある疑問から、金融機関として情報提供すべき要点をみていく。

解説○八木正宣
(税理士法人SBL代表社員・税理士)

なお消費税計算を簡易課税方式で行っている場合には、課税売上から納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要だ。

課税事業者のみが発行事業者に登録可能

適格請求書発行事業者の登録のためには、所轄税務署に登録申請書を提出する必要がある。登録申請書は各国税局のインボイス登録センターへの郵送や、eTaxを利用して提出することが可能だ。

インボイス制度の施行日から適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、2023年9月30日までに申請しなければならない。2023年8月時点で、申請後に登録番号が発行されるまでeTaxによる提出なら約1カ月、書面提出なら約2カ月半となっている。

▼このように答えよう!

インボイス制度ってそもそもどんな制度なの?

従来の請求書ではなく、要件を満たしたインボイスを受け取れなければ仕入税額控除ができなくなります

インボイスを受け取りさえすればいいんでしょ?

さようです。ただしインボイスを発行可能な事業者への登録は課税事業者でなければできません

免税事業者からの仕入には注意がいるってことだね

なお申請者が法人の場合には、登録番号は「T+13桁の法人番号」とされているため、あらかじめ登録番号を知ることが可能だ。

個人事業者の場合、もし10月1日までに登録番号が通知されなかった場合には、暫定的な請求書を交付し、登録番号通知後にインボイスを交付するといった対応が必要となる。

注意点として、適格請求書発行事業者に登録するには消費税の課税事業者となること

書発行事業者としての「登録番号」や「税率ごとの消費税額」等を記載した新様式として作成しなければならない。これがインボイスだ(図表)。

インボイスの作成には請求書作成ソフトの改修などの対応が必要になる場合がある。

また買い手事業者においては、消費税納税額を計算する際に、原則としてインボイスの保存と一定事項の帳簿への記載が求められることとなった。インボイス制度の導入後は、適格請求書発行事業者以外の者からの商品やサービスの購入については、6年間の経過措置のうち仕入税額控除ができなくなる。

仕入税額控除とは、事業者が必要である。これまで消費税の納税を免除されてきた免税事業者は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択する必要がある。

ただし、適格請求書発行事業者に登録する日が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、その登録日から課税事業者となる経過措置が設けられている。

質問1

そもそもインボイス制度って?何か登録が必要なのかな?